

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成22年4月2日(2010.4.2)

【公表番号】特表2007-527954(P2007-527954A)

【公表日】平成19年10月4日(2007.10.4)

【年通号数】公開・登録公報2007-038

【出願番号】特願2007-502276(P2007-502276)

【国際特許分類】

C 2 2 C 1/08 (2006.01)

C 2 3 C 24/10 (2006.01)

【F I】

C 2 2 C 1/08 Z

C 2 3 C 24/10 B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年2月15日(2010.2.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

開気孔質構造を有する金属発泡体であつて、前記開気孔質構造は前記金属発泡体の骨格を支持するウェブを含み、前記開気孔質構造のウェブ中で、金属ベース発泡体の製造によって決定されて形成される溝状空洞の内側表面が、前記発泡体の出発金属材料とは異なった第二の材料から形成された金属保護層を備え、

前記保護層を形成する前、前記ウェブ中の前記溝状空洞の自由断面が、前記ベース発泡体の平均細孔径の30%よりも小さい、金属発泡体。

【請求項2】

前記ベース発泡体が、ニッケルから製造される、請求項1に記載の金属発泡体。

【請求項3】

前記ベース発泡体が、鉄または銅から製造される、請求項1に記載の金属発泡体。

【請求項4】

前記保護層が、ニッケルベース合金を使用して形成される、請求項1~3のいずれか一項に記載の金属発泡体。

【請求項5】

前記保護層が、アルミニウム、アルミニウムベース合金を使用して、またはアルミニドから形成される、請求項1~4のいずれか一項に記載の金属発泡体。

【請求項6】

前記保護層が、スズベース合金を使用して形成される、請求項1~5のいずれか一項に記載の金属発泡体。

【請求項7】

前記保護層が、銅または銅ベース合金を使用して形成される、請求項1~6のいずれか一項に記載の金属発泡体。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0007

【訂正方法】変更

**【訂正の内容】****【0007】**

しかし、特定金属発泡体の支持構造であるウェブは、周囲の大気に対して開いた入口を含んでなり、ウェブ中に形成された溝状空洞は、周囲の媒体（大気）に対して、百パーセント流体を通さない様式で密封されていない。

**【誤訳訂正3】****【訂正対象書類名】明細書****【訂正対象項目名】0024****【訂正方法】変更****【訂正の内容】****【0024】**

本発明の金属発泡体の製造に使用する金属ベース発泡体は、ウェブ中にある溝状空洞の自由断面がそれぞれのベース発泡体の平均細孔径の30%未満であるが、最大1000μmの内径を有するべきである。溝状空洞の自由断面のそのような寸法設計により、溝状空洞の中に溶融物および液相のそれぞれを配置し、潤滑させるのに、十分に大きな毛管作用を確保することができる。